

開設当初の中核機関の機能・業務（案）

機能		中核機関の役割として期待されている 内容（アンケート等から）	中核機関の機能・業務（案）			既存の機関
			内容	概要	業務（例）	
①	広報機能	（１）制度内容の周知・理解への支援 （２）市民を直接支援する、福祉等の専門職に対する研修が必要	市民を対象とした研修	成年後見制度を学べる全市的な講座の開催や、出前講座への講師の派遣を調整する。	・意思決定支援や権利擁護支援を重視した広報 ・パンフレットの作成、配布 ・専用のホームページの開設 ・市民、専門職に向けた講演会の開催 ・市民や関係団体が開催する研修会等への講師派遣	地域包括支援センター 障がい者相談支援センター 地域の1次的窓口
			支援機関を対象とした研修	市民、介護・障がい福祉サービス事業者や地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等、高齢者・障がい者支援に関わる福祉等の専門職を対象とした研修を開催する。		
②	相談機能	（１）身近な相談窓口であること （２）アウトリーチ機能をもつ相談機関であること （３）困難事例に関する専門的な相談への対応ができること （４）専門職、支援者、後見人等をチームとしてまとめる調整機能があること	支援機関を対象とした相談機能	介護・障がい福祉サービス事業者や地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等、高齢者・障がい者支援に関わる職員を対象に法律知識を必要とされる相談に応じる。	・意思決定支援を重視した職員による相談の実施 ・弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談の実施 ・成年後見制度以外の支援も含めた権利擁護ニーズに合わせた支援の検討 ・成年後見制度の申し立て支援の実施	連携・協力体制
			本人・親族申立を対象とした相談機能	本人・親族申立を進める本人・親族の相談に応じる。		
③	成年後見制度利用促進	（１）制度を利用する手続等の支援が受けられること （２）成年後見人候補者とのマッチング機能があること （３）市民後見人の養成が進むこと （４）日常生活自立支援事業の待機者において、成年後見制度が必要な方に対し円滑に成年後見制度の利用移行を促進し、待機の解消を図れること	被後見人対象者への支援	・権利擁護支援に関する、支援困難ケース、緊急対応が必要なケース等については、地域の支援機関等と連携し、支援、調整を行う。 ・権利擁護支援に関する専門相談の実施 ・本人の意思を尊重した後見支援を実施する多様な担い手の育成、活用の促進	・職員による相談の実施 ・弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談の実施（再掲） ・市長申し立て審査会への参画 ・家庭裁判所との情報交換	
			日常生活自立支援事業等関連制度との連携	日常生活自立支援事業の生活状況の把握と適切な支援	・成年後見制度利用支援制度の活用 ・日常生活自立支援事業からのスムーズな移行 ・法人後見事業との円滑な連携	
④	成年後見人等への支援	（１）成年後見人等への助言・支援を行うことができること	成年後見人等活動支援機関としての役割	成年後見人等を対象とした相談窓口を設置し、助言等の支援を行う。	・弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談の実施（再掲） ・家庭裁判所との情報交換（再掲）	・被成年後見人等の日常生活における意思決定を支援し、成年後見人等と協力して地域における適切な権利擁護体制の構築を支援する。
⑤	地域連携ネットワークの構築	（１）成年後見制度や権利擁護支援の視点から、地域の課題に対応するネットワークの構築の役割を果たすこと	権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の整備	相談支援から制度等の利用をへて、地域での自立に至るまでの一貫した支援体制構築の調整を行う。	・意思決定支援を重視した支援体制の構築 ・成年後見制度以外の支援も含めた権利擁護ニーズに合わせた支援の検討（再掲）	・被成年後見人等の日常生活における意思決定を支援し、成年後見人等と協力して地域における適切な権利擁護体制の構築を支援する。
			協議会の事務局	成年後見人利用促進に関する協議会の事務局機能を担う。	・各団体との連携、協力体制づくりや権利擁護支援に関する地域課題の検討、調整、解決を担う協議会の運営	・地域の権利擁護に関する実態や課題を協議会に提供する等、協議会の適切な運営に協力する。